

JT-Q951.3-b

PHS公衆用基地局 - デジタル網間
インタフェース - 発信者番号通知
付加サービス (CUIP)

PHS Public Cell Station-Digital Network Interface-
Calling User Identification Presentation (CUIP)
Supplementary Service -

第1版

1999年11月25日制定

社団法人
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、（社）情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を（社）情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

<参考>

1．国際勧告等との関連

- (1) 本標準は、平成7年11月28日制定のTTC標準JT-Q951〔 〕第4版を元に、またPHS MoU仕様B-IF2.53（第1版平成9年12月策定）と整合性を図る方針で、PHSにおける公衆用基地局-デジタル網間インタフェースに適用する発信者番号通知付加サービス（CUIP）の制御手順について規定している。

2．上記国際勧告等に対する追加項目等

TTC標準JT-Q951〔 〕第4版に対して、以下の項目削除及び規定変更を行っている。

- (1) PHS MoU仕様B-IF2.53との整合性を図り、「デフォルト番号」及び特別契約は削除した。
- (2) JT-Q931-bに規定されていない番号計画「不定」及び同様に番号種別「市内番号」を削除した。
- (3) PHS MoU仕様B-IF2.53との整合性を図り、「特権加入者属性」に関する記述を削除した。
- (4) 特殊用語に公衆用基地局タイプ1及びタイプ2を追加している。また、それぞれについてPHS MoU仕様B-NW1.00をもとに付属資料Cを追加し、記述している。
- (5) 信号上の要求条件について、PHS MoU仕様B-IF2.53との整合性を図り、公衆用基地局の種別によりそれぞれの動作について記述している。動的記述（SDL）についても公衆用基地局の種別によるそれぞれの動作を記述している。
- (6) 他の付加サービスとの相互作用に関してはPHS MoU仕様B-IF2.53との整合性を図り、PHS付加サービスとの相互作用について記述している。
- (7) 下表に示される用語の変更を行っている。

TTC標準JT-Q951〔 〕の用語	本標準の用語
Calling Line Identification Presentation	Calling User Identification Presentation
Calling Line Identification Restriction	Calling User Identification Restriction
CLIP	CUIP
CLIR	CUIR
JT-Q931	JT-Q931-b
ISDN ユーザ・網インタフェース	PHS 公衆用基地局-デジタル網間インタフェース
網	デジタル網
ユーザ	公衆用基地局 / PHS 端末
ISDN 番号	PHS 番号

(7) TTC標準JT-Q951〔 〕と同様に発信者番号が通知されない詳細理由を着信ユーザに明示する手順（付属資料B）について標準化を行い、二つの発番号情報要素通知オプション（付属資料A）についてはPHS MoU仕様B-IF2.53との整合性を図り、非標準としている。

3．改版の履歴

版数	制定日	改版内容
第1版	1999年11月25日	制定

4．工業所有権

本標準に関わる「工業所有権等の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTCホームページでご覧になれます。

5．注意事項

- (1) 本文中に記述されている他の付加サービスとの相互作用に関して、現時点では標準となっていない付加サービスに対しても記述しているが、その記述はその付加サービスが標準となった時点で記述追加・変更される可能性があるため注意が必要である。

6．その他

- (1) 参照する主な勧告、標準等

() TTC標準

JT - Q931 - b (第4版 平成8年4月24日制定)

JT - Q951 []、[] (第4版 平成7年11月28日制定)

() ITU - T勧告

Q . 951 . 3 (平成4年3月制定)

E . 164

() PHS MoU仕様

B - SV2 . 00 (平成8年12月制定)

B - IF2 . 53 (平成9年12月制定)

B - NW1 . 00 (平成9年12月制定)

目 次

3 . 発信者番号通知 (C U I P)	1
3 . 1 定 義	1
3 . 2 解 説	1
3.2.1 概 要	1
3.2.2 特殊用語	1
3.2.3 テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限	1
3.2.4 状態定義	1
3 . 3 運用上の要求条件	1
3.3.1 サービス提供 / 取消し	1
3.3.2 発側のデジタル網に対する要求条件	2
3.3.3 デジタル網内での要求条件	2
3.3.4 着側のデジタル網に対する要求条件	2
3 . 4 コーディング上の要求条件	2
3 . 5 信号上の要求条件	2
3.5.1 サービスの開始 / 停止 / 登録	2
3.5.2 インボケーションと動作	2
3.5.2.1 発信側加入者線交換機での動作	2
3.5.2.1.1 通常動作	2
3.5.2.1.1.1 発信公衆用基地局での動作	2
3.5.2.1.1.2 発信側加入者線交換機での動作	2
3.5.2.1.1.3 特別契約を適用する場合の発信側加入者線交換機での動作	3
3.5.2.1.2 例外手順	3
3.5.2.2 中継交換機での動作	3
3.5.2.3 着信側加入者線交換機での動作	3
3.5.2.3.1 通常動作	3
3.5.2.3.2 例外手順	4
3 . 6 他の付加サービスとの相互作用	4
3.6.1 D T M F 送信	4
3.6.2 ハンドオーバ	4
3.6.3 ユーザスクランブル	4
3.6.4 サブアドレス	4
3.6.5 発信者番号通知 (C U I P)	4
3.6.6 発信者番号通知制限 (C U I R)	4
3.6.7 着信転送系サービス	5
3.6.7.1 無条件着信転送 (C F U)	5
3.6.7.2 ビジー時着信転送 (C F B)	5
3.6.7.3 無応答時着信転送 (C F N R y)	5
3.6.7.4 圏外・電源断時着信転送 (C F N R c)	5
3.6.8 規制	5
3.6.8.1 全発信呼規制 (B A O C)	5
3.6.8.2 発信国際呼規制 (B O I C)	5
3.6.8.3 ホーム国以外への発信国際呼規制 (B O I C - e x H C)	5

#

3.6.8.4	全着信呼規制 (B A I C)	5	
3.6.8.5	ローミング時ホーム国以外での着信呼規制 (B I C - r o a m)	5	
3.6.9	ローミング	5	
3.6.10	PHSユーザ・ユーザ情報転送付加サービス (P H S - U U S)	5	
3.6.10.1	サービス 1	5	
3.6.10.2	サービス 2	5	#
3.6.10.3	サービス 3	5	#
3.7	他網との相互作用	5	
3.7.1	ISDNとの相互作用	5	
3.7.1.1	発信側加入者線交換機での動作	5	
3.7.1.2	中継交換機での動作	5	
3.7.1.3	着信側加入者線交換機での動作	5	
3.7.2	非ISDNとの相互作用	5	
3.7.3	私設ISDNとの相互作用手順	6	
3.8	信号フロー	6	
3.9	パラメータ値 (タイマ)	6	
3.10	動的記述	7	
付属資料 A	二つの発番号情報要素通知オプション	11	#
付属資料 B	発信者番号が通知されない詳細理由の明示	11	
B.1	範囲	11	
B.2	新たに必要となるコーディング上の要求条件	11	
B.3	信号手順	14	
B.3.1	発信側加入者線交換機で新たに必要となる動作	14	
B.3.1.1	通常動作	14	
B.3.1.2	例外動作	14	
B.3.2	中継交換機での動作	14	
B.3.3	着信側加入者線交換機で新たに必要となる動作	14	
B.3.3.1	通常動作	14	
B.3.3.2	例外動作	15	
付属資料 C	公衆用基地局タイプ 1 とタイプ 2 について	16	
C.1	公衆用基地局の種類について	16	
C.1.1	公衆用基地局タイプ 1	16	
C.1.2	公衆用基地局タイプ 2	16	
付録 I		17	

3 . 発信者番号通知 (C U I P)

3 . 1 定 義

発信者番号通知 (C U I P) は着信者への付加サービスであり、発信者の P H S 番号及び可能であればサブアドレス情報を着信者へ提供する。

3 . 2 解 説

3.2.1 概 要

本付加サービスは、着信者へ発信 P H S 端末の P H S 番号及び、可能であれば付加的なサブアドレス情報 (すなわち、発サブアドレス情報要素) を表示する機能を持つ。

着信 P H S 端末へ提供される情報は、呼び返しを行うのに十分な形式の発信 P H S 端末番号 (すなわち、国内番号または国際番号及び、オプションとして、発信 P H S 端末により提供された場合のサブアドレス) である。

3.2.2 特殊用語

サービス対象 P H S 端末とは、着信呼に関連する発信者の番号情報通知に加入している特定の P H S 番号を持つ P H S 端末である。サービス対象 P H S 端末は、着信 P H S 端末とも呼ばれる。

発信 P H S 端末とは、サービス対象 P H S 端末に着信呼を起動した P H S 端末である。発信 P H S 端末は、発信者番号通知 (C U I P) 付加サービスに加入している必要はない。

P H S 番号とは、勧告 E . 1 6 4 で規定された番号計画の構成に適合した番号である。

アドレスとは、発信 P H S 端末の番号 (通常 P H S 番号) 及び (発信 P H S 端末により提供された場合の) サブアドレスである。

発信公衆用基地局とは発信 P H S 端末の在圏する無線エリアを持つ基地局のことである。

着信公衆用基地局とは着信 P H S 端末の在圏する無線エリアをもつ基地局のことである。

国際番号とは、勧告 E . 1 6 4 の規定に従って構成された I S D N 番号である。

国内番号あるいは、国内の特有番号とは勧告 E . 1 6 4 の規定に従って構成された I S D N 番号である。公衆用基地局タイプ 1 及びタイプ 2 については付属資料 C を参照。

C U I P : 発信者番号通知 (Calling User Identification Presentation)

C U I R : 発信者番号通知制限 (Calling User Identification Restriction)

3.2.3 テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限

P H S M o U 仕様 B - S V 2 . 0 0 を参照のこと。

3.2.4 状態定義

特に規定する必要はない。

3 . 3 運用上の要求条件

3.3.1 サービス提供 / 取消し

P H S M o U 仕様 B - S V 2 . 0 0 を参照のこと。

3.3.2 発側のデジタル網に対する要求条件

発信者番号通知（CUIP）付加サービスに関する全ての情報は、TTC標準JT-Q931-bの5章で規定された基本呼手順で送出される「呼設定」(SETUP)メッセージに含まなければならない。

発信公衆用基地局によって（基本呼手順の一部として）情報が設定されなかった場合は、デジタル網は呼を解放する。

公衆用基地局によって発信者情報が設定されている場合には、デジタル網はPS番号がそのPHS端末に割り当てられた範囲であるかどうかのみを検証する。

3.3.3 デジタル網内での要求条件

本標準には該当しない。

3.3.4 着側のデジタル網に対する要求条件

3.5.2.3 節参照。

3.4 コーディング上の要求条件

発信者番号通知（CUIP）付加サービスに関する全ての情報は、「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれる。本サービスに用いられる発番号及び発サブアドレス情報要素のコーディングは、TTC標準JT-Q931-bの4.5.10 節及び4.5.11 節に規定されている。発番号情報要素により呼の生成源を特定する。発サブアドレス情報要素により呼の生成源に関連するサブアドレスを特定する。

3.5 信号上の要求条件

3.5.1 サービスの開始/停止/登録

適用されない。

3.5.2 インボケーションと動作

3.5.2.1 発信側加入者線交換機での動作

3.5.2.1.1 通常動作

3.5.2.1.1.1 発信公衆用基地局での動作

手順は基本サービスの一部として提供される。発信PHS端末は、発信者番号通知（CUIP）付加サービスに加入している必要はない。

発信公衆用基地局から送られ、発番号情報要素に設定される番号計画識別は、「ISDN番号計画（勧告E.164）」である。

発信公衆用基地局により記入され送られてきた発信者番号が完全な場合、発番号情報要素に設定される番号種別は以下のいずれかである。

- 国内番号 完全な国内番号が送られてきた場合に用いられる。
- 国際番号 完全な国際番号が送られてきた場合に用いられる。

3.5.2.1.1.2 発信側加入者線交換機での動作

これらの手順は、基本サービスの一部として提供され、発信PHS端末は発信者番号通知（CUIP）

付加サービスに加入している必要はない。

発信公衆用基地局から、「呼設定」(SETUP)メッセージを受信した場合、デジタル網は発番号及び発サブアドレス情報要素が含まれているかチェックする。

発番号情報要素が、「ISDN番号計画(勧告E.164)」以外のコーディングで番号計画識別を受信したとき、デジタル網は呼を解放する。

「呼設定」(SETUP)メッセージに、発番号情報要素が含まれていない場合、デジタル網は呼を解放する。

デジタル網、又は発信公衆用基地局は発信者番号に、網検証の結果に基づいた網検証識別子の値を設定する。

1) 公衆用基地局タイプ1の場合

発番号情報要素が含まれていれば、デジタル網は網検証機能を実行する。(網検証機能の一つは認証である)

発PHS端末から受信した発信者番号が正常と判断された場合、デジタル網は網検証識別子に、「ユーザ記入、網検証成功」を設定する。

網検証機能失敗の時、デジタル網は呼を解放する。

2) 公衆用基地局タイプ2の場合

「呼設定」(SETUP)メッセージに、網検証識別子が含まれていない場合、デジタル網は呼を解放する。網検証識別子が含まれている場合、デジタル網はその値を設定する。(既に網検証が行われているため)

上記手順(公衆用基地局タイプ1及びタイプ2)により決定された情報は、基本発呼要求に従って、着信側加入者線交換機に転送される。

発信者番号通知制限(CUIR)付加サービス(JT-Q951.4-b)の手順により決定された表示識別子は、基本発呼要求に従って、着信側加入者線交換機に転送される。

発サブアドレス情報要素が通知可能であれば、それはデジタル網内を透過的に転送される。

3.5.2.1.1.3 特別契約を適用する場合の発信側加入者線交換機での動作

#

3.5.2.1.2 例外手順

適用されない。

3.5.2.2 中継交換機での動作

本標準には該当しない。

3.5.2.3 着信側加入者線交換機での動作

3.5.2.3.1 通常動作

発信者番号が通知可能で、かつ発信者番号内の表示識別子により通知が許容されている場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含める。発サブアドレスが設定されている場合も、デジタル網は「呼設定」(SETUP)メッセージに発サブアドレス情報要素を含める。着信側交換機で受信された、発信者番号に対応する表示識別子、網検証識別子、及び発サブアドレスは着信公衆用基地局に透過的に転送される。

番号計画識別フィールドは「ISDN番号計画(勧告E.164)」にコーディングされる。

1) 公衆用基地局タイプ1の場合

デジタル網が「呼設定」(SETUP)メッセージを着信公衆用基地局に送る際に、着信PHS端末が発信者番号通知(CUIP)付加サービスの提供を受けている場合、デジタル網は発信者番号が通知可能かどうかチェックする必要がある。

発信者番号内の表示識別子により通知が許容されない場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。着側加入者線交換機で発信者番号も通知制限の表示も受け取れなかった場合、デジタル網は着側公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。

着信PHS端末が発信者番号通知サービスを受けていない場合、着信公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素も発サブアドレス情報要素も、含まれてはならない。

2) 公衆用基地局タイプ2の場合

発信者番号内の表示識別子により通知が許容されない場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めてもよい。この時、発信者番号情報要素内の表示識別子は「表示制限」とする。網検証識別子は着信側デジタル網で受信した通り公衆用基地局に送信される。デジタル網はディジットフィールドを含める。またデジタル網は「呼設定」(SETUP)メッセージに発サブアドレス情報要素を含める。

着信側加入者線交換機で発信者番号も通知制限の表示も受け取れなかった場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。

3.5.2.3.2 例外手順

適用されない。

3.6 他の付加サービスとの相互作用

3.6.1 DTMF送信

相互作用なし。

3.6.2 ハンドオーバ

相互作用なし。

3.6.3 ユーザスクランブル

相互作用なし。

3.6.4 サブアドレス

相互作用なし。

3.6.5 発信者番号通知(CUIP)

相互作用なし。

3.6.6 発信者番号通知制限(CUIR)

発信PHS端末が、着信PHS端末に対して自分の番号の通知を禁止する契約をしている場合(発信PHS端末が発信者番号通知制限付加サービスを契約している場合)、発信者番号は通知されない。

3.6.7 着信転送系サービス

3.6.7.1 無条件着信転送 (CFU)

J T - Q 9 5 2 - b 参照。

3.6.7.2 ビジー時着信転送 (CFB)

J T - Q 9 5 2 - b 参照。

3.6.7.3 無応答時着信転送 (CFNRy)

J T - Q 9 5 2 - b 参照。

3.6.7.4 圏外・電源断時着信転送 (CFNRc)

J T - Q 9 5 2 - b 参照。

3.6.8 規制

3.6.8.1 全発信呼規制 (BAOC)

相互作用なし。

3.6.8.2 発信国際呼規制 (BOIC)

相互作用なし。

3.6.8.3 ホーム国以外への発信国際呼規制 (BOIC - exHC)

相互作用なし。

3.6.8.4 全着信呼規制 (BAIC)

相互作用なし。

3.6.8.5 ローミング時ホーム国以外での着信呼規制 (BIC - roam)

相互作用なし。

3.6.9 ローミング

今後検討。

3.6.10 PHSユーザ・ユーザ情報転送付加サービス (PHS - UUS)

3.6.10.1 サービス1

相互作用なし。

3.6.10.2 サービス2

#

3.6.10.3 サービス3

#

3.7 他網との相互作用

3.7.1 ISDNとの相互作用

3.7.1.1 発信側加入者線交換機での動作

ITU - T 勧告 Q . 9 5 1 参照

3.7.1.2 中継交換機での動作

本標準には該当しない。

3.7.1.3 着信側加入者線交換機での動作

3.5.2.3 節参照。

3.7.2 非ISDNとの相互作用

いくつかの非ISDN網からの着信呼の場合、発信者番号は着側デジタル網に表示識別子なしに通知

される。この場合は今後の検討である。

デジタル網で完全な発信者番号を利用できない非ISDN網とインタワークする場合、発信者番号通知(CUIP)付加サービスに加入している着信PHS端末に発信ユーザの完全な番号を提供することができない。この場合、デジタル網は発番号情報要素を送信しない。

いくつかの非ISDN網からの着信呼の場合、発信者番号は着側デジタル網に表示制限の識別子と共に通知される。この場合、デジタル網は発番号情報要素を 3.5.2.3.1 に従って送信する。

3.7.3 私設ISDNとの相互作用手順

3.7.1 節で明記されている手順を使う。

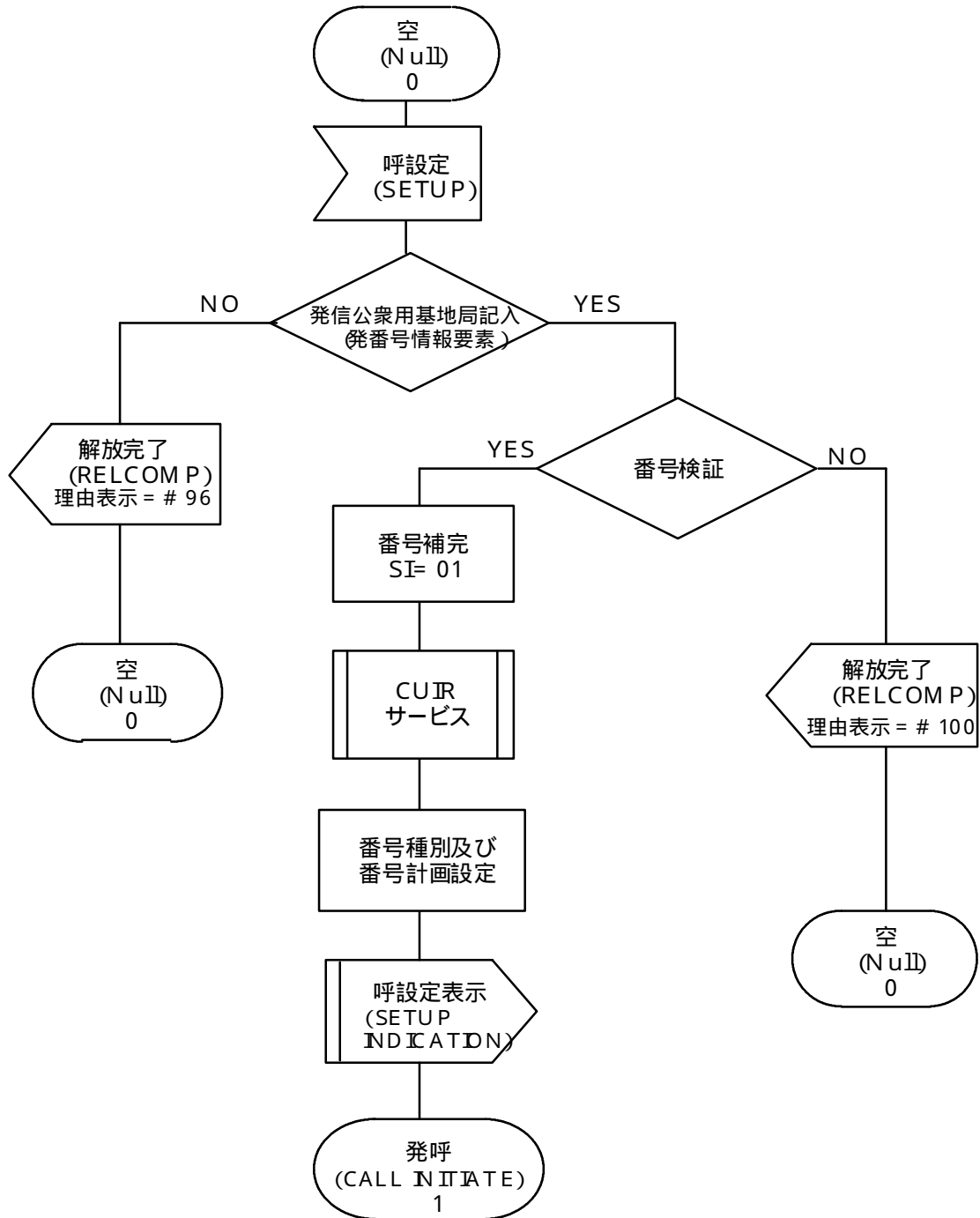
3.8 信号フロー

基本呼制御手順の一部であるため、信号フローはここに含まない。

3.9 パラメータ値(タイマ)

特定のタイマは不要。

3.10 動的記述



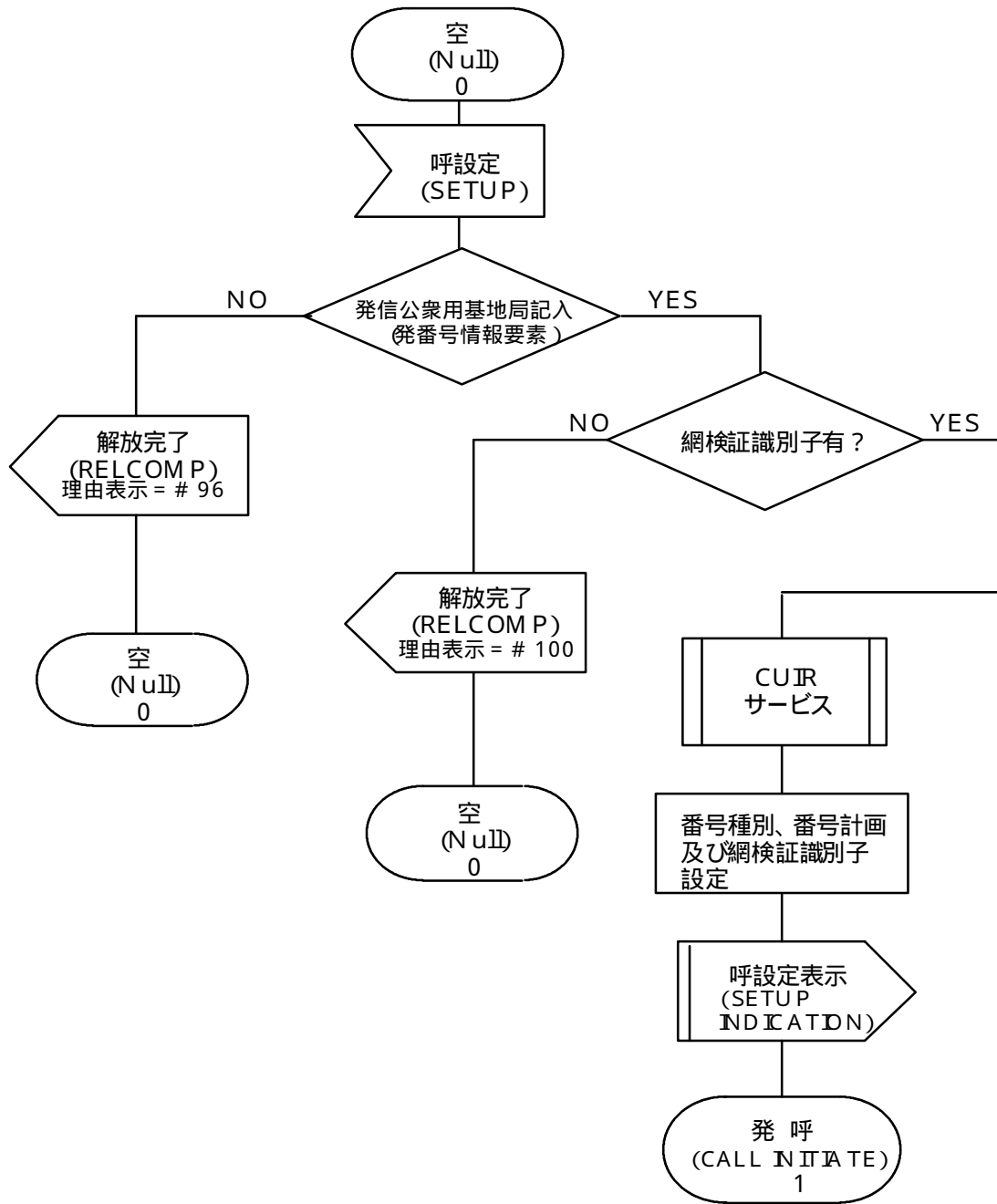
注1 - 本手順は発PHS端末によるCUIP契約とは独立に実行され、基本サービスの一部として提供される。

注2 - 網検証識別子(SI)は以下のようにコーディングされる。

SI = 01 (「ユーザ記入、網検証成功」)

図1.1 / JT-Q951.3-b

発側のデジタル網における動的記述「公衆用基地局タイプ1」



注1 - 本手順は発PHS端末によるCUIP契約とは独立に実行され、基本サービスの一部として提供される。

図1.2 / JT - Q951.3 - b

発側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ2]

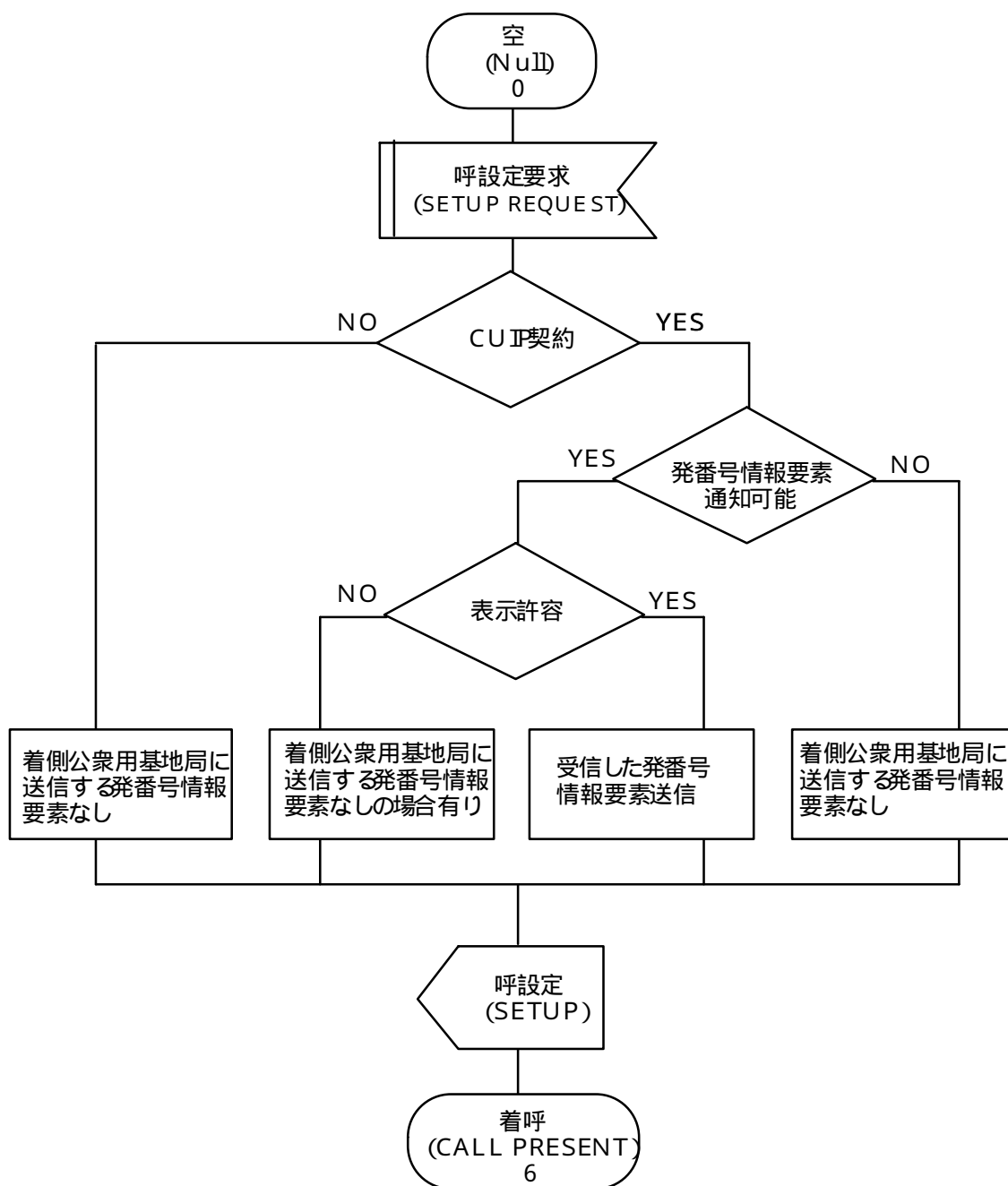


図2.1 / JT-Q951.3-b
着側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ1]

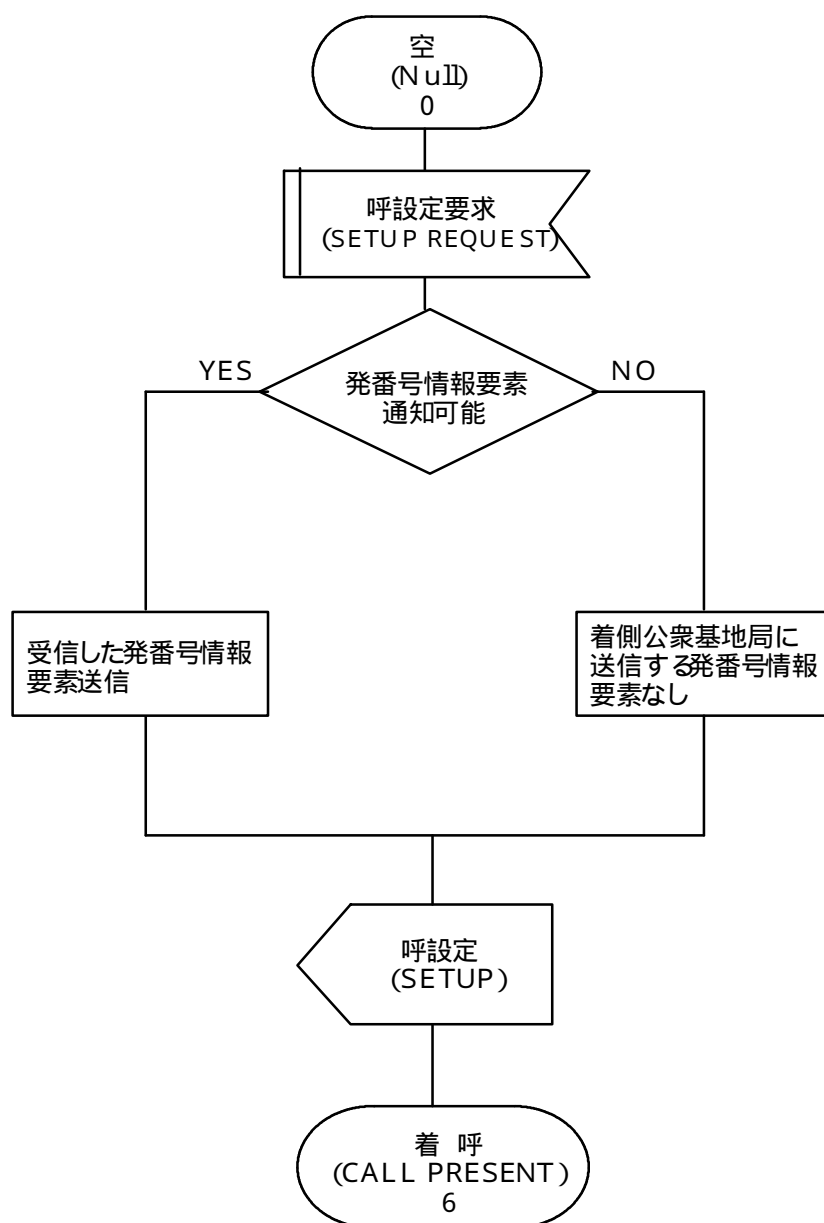


図 2.2 / JT - Q951.3 - b
 着側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ 2]

付属資料A

(標準JT-Q951.3-bに対する)
二つの発番号情報要素通知オプション

付属資料B

(標準JT-Q951.3-bに対する)
発信者番号が通知されない詳細理由の明示

B.1 範囲

この付属資料は発信者番号通知(CUIP)付加サービスの追加機能について記述している。

本付属資料では、発信者番号を通知できない詳細理由(発信者番号非通知理由)を着信PHS端末に提供することを可能とする付加的な手順について記述している。

本標準をもとに、この追加機能をサポートしていないPHS網のいかなるサービス規定、運用、あるいは端末の互換性に対して、この追加機能は何の影響も与えず、何の要求も課すものでもない。

本追加機能の提供は網提供者のオプションであり、そのオプションを網が提供する場合はCUIPが提供されている着信PHS端末に対して契約オプションとして本機能が提供される。

B.2 新たに必要となるコーディング上の要求条件

勧告X.208で記述される抽象構文1(ASN.1)及び勧告X.219 図4/X.219で定義される OPERATION macro(オペレーションマクロ)を用いて、このオプションをサポートするために必要なオペレーションの定義を付表B-1/JT-Q951.3-bに示す。

Cause-of-No-ID-Information-Service-Operation

DEFINITION::=

BEGIN

IMPORTS OPERATION

FROM

Remote-Operation-Notation

{ joint-iso-ccitt remote-operation(4) notation(0) }

;

CauseOfNoIdInformationType::=OPERATION

ARGUMENT causeOfNoId CauseOfNoId

CauseOfNoId::=ENUMERATED { unavailable(0), rejectedByUser(1),
interactionWithOtherServices(2),coinLine(3) }

--CauseOfNoIdInformation 発信者番号非通知理由明示オペレーション

--CauseOfNoId 発信者番号非通知理由

--unavailable サービス提供不可のため通知不可

--rejectedByUser ユーザ拒否のため通知不可

--interactionWithOtherServices サービス競合のため通知不可

--coinLine 公衆電話発信のため通知不可

causeOfNoIdInformation CauseOfNoIdInformationType::= { ccitt(0) administration(2) japan(440) isdn(102)
operationValue(1) causeOfNoIdInformation(1) }

End --of Cause-of-No-ID-Information-Service-Operation

発信者番号通知オプションファシリティ情報要素のコーディング

8	7	6	5	4	3	2	1
0	0	0	1	1	1	0	0
情報要素識別子 [ファシリティ情報要素]							
ファシリティ内容長							
1 拡張	0	0	1	0	0	0	1
予備 プロトコル・プロファイル [リモートオペレーション]							
1	0	1	0	0	0	0	1
コンポーネント種別タグ [インボーク]							
コンポーネント長							
0	0	0	0	0	0	1	0
コンポーネント識別子タグ [インボーク識別子]							
インボーク識別子長							
インボーク識別子							
0	0	0	0	0	1	1	0
オペレーション種別タグ [オブジェクト識別子]							
0	0	0	0	0	1	1	0
オペレーション長							
0	0	0	0	0	0	1	0
ccitt(0) × 40 + administration(2)							
1	0	0	0	0	0	1	1
0	0	1	1	1	0	0	0
Japan(440)							
0	1	1	0	0	1	1	0
isdn(102)							
0	0	0	0	0	0	0	1
Operationvalue(1)							
0	0	0	0	0	0	0	1
cause of NO ID information(1)							
0	0	0	0	0	1	0	1
0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	1
エレクトロニック形式 列挙型タグ(10)							
0	0	0	0	0	0	0	1
パラメータ長							
発信者番号非通知理由 [サービス提供不可(0), ユーザ拒否(1), サービス競合(2), 公衆電話発信(3)]							

B.3 信号手順

B.3.1 発信側加入者線交換機で新たに必要となる動作

B.3.1.1 通常動作

発信側公衆用基地局は、発信者番号通知できない事象が存在する場合、以下の優先順位に従って、番号を通知しない旨の適切な詳細理由（発信者番号非通知理由）を設定した「呼設定」（SETUP）メッセージを発信側加入者線交換機に送信する。

- 発信ユーザが発信者番号通知制限（CUIR）付加サービスを起動したため通知できない（ユーザ拒否のため通知不可）
- 他サービスとの競合条件により通知できない（サービス競合のため通知不可）
- 公衆電話からの発信であるため通知できない（公衆電話発信のため通知不可）

発信側加入者交換機は、受信した発信者番号非通知理由を透過的に「呼設定」（SETUP）メッセージに設定し、着信側加入者交換機に送信する。

B.3.1.2 例外動作

発信側加入者交換機は、サービス提供不可のため通知不可の発信者番号非通知理由を含む「呼設定」（SETUP）メッセージを発信側公衆基地局より受信した場合は、発信者番号非通知理由を廃棄する。廃棄した場合でも呼設定処理は継続する。デジタル網ではこれに備えて、特別の信号手順は提供しない。

B.3.2 中継交換機での動作

本標準には該当しない。

B.3.3 着信側加入者線交換機で新たに必要となる動作

B.3.3.1 通常動作

デジタル網は発信者番号が着信公衆用基地局に通知されない場合、発信者番号非通知理由明示(CauseOfNoIdInformation)インボークコンポーネントに、以下に示す発信者番号非通知理由を設定したファシリティ情報要素を含む「呼設定」（SETUP）メッセージを着信公衆用基地局に送信する。

- 発信者番号も通知制限の表示も受信しなかった場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。
- 受信した表示識別子が「インタワーキングのため利用できない番号」に設定された場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。
- 受信した表示識別子が「表示制限」に設定され、デジタル網が発信者番号非通知理由を受信しない場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。
- 受信した表示識別子が「表示制限」に設定され、デジタル網が発信者番号非通知理由を受信する場合、デジタル網は受信した発信者番号非通知理由を透過的に設定する。

発番号情報要素の表示識別子が「表示許可」に設定され、発信者番号が着信公衆用基地局に通知される場合、着信側加入者線交換機は発信者番号非通知理由を着信公衆用基地局に送信しない。

以上は付表B-2/JT-Q951.3-bに要約されている。

着信ユーザが発信者番号通知（CUIP）付加サービスに加入しているが本付加サービスに加入していない場合には、着信側加入者線交換機は発信者番号通知（CUIP）付加サービスの動作以外に必要な動作はない。

付表B - 2 / JT - Q951.3 - b
 ファシリティ情報要素のマッピング

着信側加入者線交換機で受信した情報			着信側加入者線交換機が 着信公衆用基地局へ送信する 発信者番号非通知理由
表示識別子	発信者番号非通知理由		
-	-	⇒	サービス提供不可のため通知不可
インタワーキング のため 利用できない番号	-	⇒	サービス提供不可のため通知不可
表示制限	-	⇒	サービス提供不可のため通知不可
	ユーザ拒否のため通知不可	⇒	ユーザ拒否のため通知不可
	サービス競合のため通知不可	⇒	サービス競合のため通知不可
	公衆電話発信のため通知不可	⇒	公衆電話発信のため通知不可
表示許可	-	⇒	-

B.3.3.2 例外動作
 適用されない。

付属資料C

(標準JT-Q951.3-bに対する)

公衆用基地局タイプ1とタイプ2について

C.1 公衆用基地局の種類について

公衆PHS網には、サービス交換ポイントとのインタフェースのみを持つ公衆用基地局と、サービス交換ポイント及びサービス制御ポイントの2つのインタフェースを持つ公衆用基地局がある。PHS MoU仕様ではそれぞれを公衆用基地局タイプ1、公衆用基地局タイプ2として動作の違いについて記述している。以下に各公衆用基地局の特徴について記述する。

C.1.1 公衆用基地局タイプ1

公衆用基地局タイプ1は、サービス交換ポイントとのインタフェースのみを持つ公衆用基地局のことである。公衆用基地局タイプ1を有する公衆PHS網では、すべての情報(呼制御、サービス制御)はサービス交換ポイントとのインタフェースを経由して転送される。

C.1.2 公衆用基地局タイプ2

公衆用基地局タイプ2は、サービス交換ポイント及びサービス制御ポイントの2つのインタフェースを持つ公衆用基地局のことである。公衆用基地局タイプ2を有する公衆PHS網は、呼制御、及び位置情報を必要とするサービス制御を公衆用基地局-サービス交換ポイントインタフェースにて行い、加入者情報を必要とするサービス制御(付加サービス)を公衆用基地局-サービス制御ポイントインタフェースにて行っている。

サービス交換ポイント：Service Switching Point

サービス制御ポイント：Service Control Point

付録
標準 T T C 用語対照表

英 語	T T C 標 準 用 語
Arrangement	契約
Barring of All Outgoing Calls	全発信呼規制
Barring of Outgoing International Calls	発信国際呼規制
Barring of Outgoing International Calls Except Call to Home Country	ホーム国以外への発信国際呼規制
Barring of All Incoming Calls	全着信呼規制
Barring of Incoming Calls on Roaming outside Home Country	ローミング時ホーム国以外での着信呼規制
Call Barring	規制
called party subaddress	着サブアドレス
called PS	着信 P H S
Call Forwarding Busy	ビジー時着信転送 (C F B)
Call Forwarding No Reply	無応答時着信転送 (C F N R y)
Call Forwarding on PS Not Reachable	圏外・電源断時着信転送 (C F N R c)
Call Forwarding Unconditional	無条件着信転送 (C F U)
Calling User Identification Presentation	発信者番号通知 (C U I P)
Calling User Identification Restriction	発信者番号通知制限 (C U I R)
calling number	発信者番号
calling party number	発番号
calling party subaddress	発サブアドレス
calling PS	発信 P H S
call originating	発信呼
call terminating	着信呼
destination local exchange	着信側加入者線交換機
destination public CS-PSC interface	着公衆用基地局・デジタル網インタフェース
DSS1	デジタル加入者線信号方式 1
DTMF transmission	DTMF 送信
Dynamic description	動的記述
General description	概要
IE	情報要素
invocation	インボケーション
PHS number	P H S 番号
national significant number	国内の特有番号
network provided	網記入
not allowed	非許容
numbering plan identification	番号計画識別

英 語	T T C 標 準 用 語
operation requirement	運用上の要求条件
originating local exchange	発信側加入者線交換機
originating PSC side	発信側のデジタル網
originating public CS-PSC interface	発公衆用基地局・デジタル網インタフェース
per call basis	呼毎の
permanent mode	固定モード
private installation	私設設備
provision/withdrawal	サービス提供 / 取消し
requirement	要求条件
Roaming	ローミング
screening function	網検証機能
screening indicator	網検証識別子
served PS	サービス対象 P H S
service provider	サービス提供者
special arrangement	特別契約
specific terminology	特殊用語
Subaddressing	サブアドレス (S U B)
subject	対象
subscription agreement	加入契約
subscription option	加入契約オプション
terminating interface	着側のインタフェース
terminating PSC	着側のデジタル網
PHS User-to-User Signalling	P H S ユーザ・ユーザ情報転送 (P H S U U S)

第1版作成協力者(1999年11月25日現在)

(敬称略)

第六部門委員会

部門委員長	山本 浩治	N T T 移動通信網 (株)
副部門委員長	大橋 正良	K D D (株)
副部門委員長	守田 直哉	松下通信工業 (株)
委員	宮川 澄夫	シーメンス (株)
委員	竹内 崇夫	日本モトローラ (株)
委員	若林 清久	ノキア・ジャパン (株)
委員	小寺 隆三	クアルコム・ジャパン (株)
委員	高畠 達美	WG6-1 委員長・日本電気 (株)
委員	澤田 寛	WG6-1 副委員長・N T T 移動通信網 (株)
委員	山崎 吉一	WG6-1 副委員長・日本移動通信 (株)
委員	大橋 正良	WG6-2 委員長・K D D (株)
委員	栗林 伸一	WG6-2 副委員長・日本電信電話 (株)
委員	大内 敏哉	WG6-2 副委員長・日立製作所 (株)
委員	平松 幸男	WG6-3 委員長・日本電信電話 (株)
委員	椎野 創	WG6-3 副委員長・日本ルセント・テクノロジー (株)
委員	加藤 正文	WG6-3 副委員長・富士通 (株)
委員	中村 寛	WG6-4 委員長・N T T 移動通信網 (株)
委員	村中 俊文	WG6-4 副委員長・沖電気工業 (株)
委員	松井 進	WG6-4 副委員長・日立製作所 (株)
委員	吉村 隆之	WG6-5 委員長・日本テレコム (株)
委員	林 健太郎	WG6-5 副委員長・沖電気工業 (株)
委員	住田 正臣	WG6-5 副委員長・日本エリクソン (株)
委員	小山 正弘	WG6-6 委員長・富士通 (株)
委員	工藤 理夫	WG6-6 副委員長・第二電電 (株)
委員	石原 正和	WG6-6 副委員長・日本電気 (株)
委員	大宮 知己	WG6-7 委員長・日本電信電話 (株)
委員	鈴木 昌哉	WG6-7 副委員長・富士通 (株)
委員	牧平 経市	WG6-7 副委員長・三菱電機 (株)
委員	山本 浩治	WG6-IMT 委員長・N T T 移動通信網 (株)
T T C 事務局	芳野 敬二	第六技術部

(敬称略)

第六部門委員会 第七専門委員会

専門委員長	大宮 知己	日本電信電話(株)
副専門委員長	鈴木 昌哉	富士通(株)
副専門委員長	牧平 経市	三菱電機(株)
委員	大野 光敏	KDD(株)
委員	島 英徳	第二電電(株)
委員	東海林 尚美	東京通信ネットワーク(株)
委員	光武 雄一郎	日本テレコム(株)
委員	黒川 章	SWG3 リーダ・日本電信電話(株)
委員	石崎 長俊	SWG1 リーダ・NTT移動通信網(株)
委員	山田 博	(株)東京デジタルホン
委員	酒井 健次	中部テレコミュニケーション(株)
委員	黒木 政克	(株)ツーカーセルラー東京
委員	國本 佳彦	(株)ツーカーホン関西
委員	紺谷 武夫	日本移動通信(株)
委員	近 義起	DDI東京ポケット電話(株)
委員	三上 雄二	(株)アステル関西
委員	高橋 秀夫	アンリツ(株)
委員	浅岡 浩二	岩崎通信機(株)
委員	成田 豊登	沖電気工業(株)
委員	高橋 匠	キヤノン(株)
委員	横田 知好	京セラ(株)
委員	橋爪 聡司	国際電気(株)
委員	井原 茂雄	シャープ(株)
委員	亀村 昭寛	住友電気工業(株)
委員	滝口 盛夫	(株)大興電機製作所
委員	鈴木 弘一	用語委員・(株)東芝
委員	長谷川 茂夫	日本ルーセント・テクノロジー(株)
委員	阿部 正一	日本電気(株)
委員	樋山 憲夫	日本ビクター
委員	境 穰	日本無線(株)
委員	神尾 勉	日本モトローラ(株)
委員	東 孝昭	(株)日立製作所
委員	木田 哲昭	富士通(株)
委員	両角 昌英	松下通信工業(株)
委員	松高 靖	三菱電機(株)
委員	木村 恵治	明星電気(株)

委員	関口 英生	エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア(株)
委員	小池 剛	日本エリクソン(株)
委員	小田 享史	(株)デンソー
委員	佐藤 孝一	日本情報通信コンサルティング(株)
委員	吉本 孔史	日本船舶通信(株)
特別専門委員	今井 毅	SWG4 リーダ・三菱電機(株)
特別専門委員	野田 昭繁	SWG2 リーダ・富士通(株)

(敬称略)

J T - Q 9 5 1 . 3- b 検討グループ(SWG3)

リーダー	黒川	章	日本電信電話(株)
サブリーダー	両角	昌英	松下通信工業(株)
委員	大野	光敏	K D D (株)
特別専門委員	中村	清一	東京通信ネットワーク(株)
特別専門委員	尾仲	秀敏	N T T 移動通信網(株)
委員	酒井	健次	中部テレコミュニケーション(株)
特別専門委員	濱野	耕司	D D I 東京ポケット電話(株)
委員	浅岡	浩二	岩崎通信機(株)
特別専門委員	池田	雅昭	沖電気工業(株)
特別専門委員	藤井	賢一	キヤノン(株)
特別専門委員	森	俊樹	(株)東芝
委員	阿部	正一	日本電気(株)
特別専門委員	城内	良直	(株)日立製作所
特別専門委員	大西	良明	富士通(株)
委員	松高	靖	三菱電機(株)
委員	小田	享史	(株)デンソー